

様式第14号（第40条関係）

令和5年6月30日

盛岡広域振興局長 殿

提出者 岩手県八幡平市松尾寄木12-23-2

住所 藤根建設株式会社

氏名 代表取締役社長 藤根俊一

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

主たる工場又は事業場の名称	藤根建設株式会社	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県八幡平市松尾寄木12-23-2	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	299 kJ	* 施設番号	
自動車の使用台数	41 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
	〒	kJ
	〒	kJ
	〒	kJ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。

4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。
(A 4)

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

二酸化炭素排出量 (5 年度)

エネルギー使用量			二酸化炭素の排出状況	
	項目	使用量 (A)	原油換算量 (㎘)	排出係数(B) (t-CO ₂ /㎘)
燃料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO ₂ /kℓ
	原油のうちコンデンセート (NGL)	kℓ		2.38 t-CO ₂ /kℓ
	揮発油	kℓ		2.32 t-CO ₂ /kℓ
	ナフサ	kℓ		2.24 t-CO ₂ /kℓ
	灯油	6 kℓ	6	2.49 t-CO ₂ /kℓ
	軽油	180 kℓ	175	2.58 t-CO ₂ /kℓ
	A重油	15 kℓ	15	2.71 t-CO ₂ /kℓ
	B・C重油	kℓ		3.00 t-CO ₂ /kℓ
	石油アスファルト	t		3.12 t-CO ₂ /t
	石油コークス	t		2.78 t-CO ₂ /t
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	1 t	3.00 t-CO ₂ /t
		石油系炭化水素ガス	千m ³	2.34 t-CO ₂ /千m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	2.70 t-CO ₂ /t
		その他可燃性天然ガス	千m ³	2.22 t-CO ₂ /千m ³
	石炭	原料炭	t	2.61 t-CO ₂ /t
		一般炭	t	2.33 t-CO ₂ /t
		無煙炭	t	2.52 t-CO ₂ /t
	石炭コークス	t		3.17 t-CO ₂ /t
	コールタール	t		2.86 t-CO ₂ /t
	コークス炉ガス	千m ³		0.85 t-CO ₂ /千m ³
	高炉ガス	千m ³		0.33 t-CO ₂ /千m ³
	転炉ガス	千m ³		1.18 t-CO ₂ /千m ³
その他の燃 料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO ₂ /千m ³
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()
産業用蒸気			GJ	0.06 t-CO ₂ /GJ
産業用以外の蒸気			GJ	0.06 t-CO ₂ /GJ
温水			GJ	0.06 t-CO ₂ /GJ
冷水			GJ	0.06 t-CO ₂ /GJ
小計			197	521
電 気	一般電気事業者	昼間買電	400 千kWh	103 0.546 t-CO ₂ /千kWh
		夜間買電	千kWh	0.546 t-CO ₂ /千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh	0.550 t-CO ₂ /千kWh
		自家発電	千kWh	t-CO ₂ /千kWh
小計			103	218
合計			299	740

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算するものとする。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定するものとする。

3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1)二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組(計画)

【目標値】具体的な数値目標は請負工事内容等により使用燃料が変動するので設定しない。

【具体的な取組】

①電気

本社において、使用していない電気機器はコンセントを抜き、待機電力をカットする。またエアコンの温度設定を27°C前後に設定し、電気使用量を削減する。

②軽油、ガソリン

車両運行時の無駄なアイドリングストップを徹底し、燃料使用量を削減する。

(2)計画実現のための具体的な方法

- ・職員を対象としたISO14001の手順書に従った環境対応について社内教育を実施する。
- ・社内教育での受講者の理解度を確認するため、テストを実施する。

(3)計画の達成度の把握方法

- ・環境目標達成計画報告書にて年度ごと及び環境管理責任者の指示時期に環境活動状況を分析し、その結果を環境管理責任者を経由し、社長に報告する。
- ・評価結果に基づいて、さらに改善点の洗い出しを行い、改善を行っていく。

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・ごみは分別回収を徹底する。
- ・コピー用紙の節減：廃棄用紙は裏面利用し、複数ページの場合は両面コピーを活用または文書の電子管理化により、2%節減する。
- ・新規購入の設備機器は環境負担低減型のものとする。

別紙 その2 (自動車用)
1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (5~7年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	20 ()	30,000 ℥	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	69,600 kg-CO ₂
軽油	22 ()	70,000 ℥	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	180,600 kg-CO ₂
LPG	()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	0 kg-CO ₂
電気	()	kWh	0.546 kg-CO ₂ /kWh	0 kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	0 kg-CO ₂
合計	42 ()			250,200 kg-CO ₂

備考 1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数(内数)を記載すること。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定するものとする。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】具体的な数値目標は請負工事内容等により移動距離が変動するので設定しない。

【具体的な取組】

1 アイドリングストップの実践。

2 急発進、急加速の禁止。

3 車両を買い換える場合は低燃費車、低排出型のものにする。

4 定期的に点検(6ヶ月点検)を行ない、オイル交換や空気圧の調整等で燃費の向上に努める。

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

地球にやさしい事業所に認定され活動している。